

## 埼玉県議会令和6年12月定例会付議予定議案件名表（追加提出）

## 【議案】

## 予算

案件名	概要
1 令和6年度埼玉県一般会計補正予算（第4号）	補正前 2, 129, 487, 952千円 補正額 6, 644, 822千円 補正後 2, 136, 132, 774千円 対当初比 100.8%

# 条例

案件名	概要																
<p>1 職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例</p> <p style="text-align: right;">【総務部】</p>	<p>1 趣 旨 埼玉県人事委員会の勧告及び報告を踏まえ、職員の給与の改定等をするための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 職員の給与に関する条例の一部改正 民間給与との較差を解消等するための改定</p> <p>ア 給料表 初任給をはじめ若年層に特に重点をおいて引上げ</p> <p>イ 初任給調整手当 国に準じて上限額を引上げ</p> <p>ウ 期末・勤勉手当 年間の支給割合の改定 4.50月→4.60月 (+0.1月) (例) 一般職員 (定年前再任用短時間勤務職員を除く)</p> <table border="1" data-bbox="837 710 1865 855"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後 (令和6年度)</th> <th>改正後 (令和7年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>2.25月</td> <td>2.25月</td> <td>2.30月</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>2.25月</td> <td>2.35月</td> <td>2.30月</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4.50月</td> <td>4.60月</td> <td>4.60月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正 給料表及び期末手当を人事委員会の勧告どおり改定</p> <p>(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正 給料表及び期末手当を人事委員会の勧告どおり改定</p> <p>(4) 会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正 常勤職員の給与改定に準じて報酬を改定するための規定の整備</p> <p>3 施行期日等 公布の日から施行し、給料表及び初任給調整手当の改定等は、令和6年4月1日から適用。ただし、令和6年12月期の期末・勤勉手当の支給割合の改定は、令和6年12月1日から適用。また、令和7年度以降の期末・勤勉手当の支給割合の改定は、令和7年4月1日から施行。</p>		現行	改正後 (令和6年度)	改正後 (令和7年度)	6月期	2.25月	2.25月	2.30月	12月期	2.25月	2.35月	2.30月	計	4.50月	4.60月	4.60月
	現行	改正後 (令和6年度)	改正後 (令和7年度)														
6月期	2.25月	2.25月	2.30月														
12月期	2.25月	2.35月	2.30月														
計	4.50月	4.60月	4.60月														

案件名	概要																
<p>2 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【教育局】</p>	<p>1 趣 旨 埼玉県人事委員会の勧告に基づき、学校職員の給与の改定をするための改正</p> <p>2 内 容 民間給与との較差を解消するための改定</p> <p>ア 給料表 初任給をはじめ若年層に特に重点をおいて引上げ</p> <p>イ 期末・勤勉手当 年間の支給割合の改定 4. 5 0月→4. 6 0月 (+0. 1月) (例) 学校職員 (定年前再任用短時間勤務学校職員を除く)</p> <table border="1" data-bbox="837 539 1865 684"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後 (令和6年度)</th> <th>改正後 (令和7年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>2. 2 5月</td> <td>2. 2 5月</td> <td>2. 3 0月</td> </tr> <tr> <td>1 2月期</td> <td>2. 2 5月</td> <td>2. 3 5月</td> <td>2. 3 0月</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4. 5 0月</td> <td>4. 6 0月</td> <td>4. 6 0月</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日等 公布の日から施行し、給料表の改定は、令和6年4月1日から適用。ただし、令和6年1 2月期の期末・勤勉手当の支給割合の改定は、令和6年1 2月1日から適用。また、令和7年度以降の期末・勤勉手当の支給割合の改定は、令和7年4月1日から施行。</p>		現行	改正後 (令和6年度)	改正後 (令和7年度)	6月期	2. 2 5月	2. 2 5月	2. 3 0月	1 2月期	2. 2 5月	2. 3 5月	2. 3 0月	計	4. 5 0月	4. 6 0月	4. 6 0月
	現行	改正後 (令和6年度)	改正後 (令和7年度)														
6月期	2. 2 5月	2. 2 5月	2. 3 0月														
1 2月期	2. 2 5月	2. 3 5月	2. 3 0月														
計	4. 5 0月	4. 6 0月	4. 6 0月														